

# 国土交通大臣認定防火設備証明証紙

建築基準法第68条の26条第1項の規定に基づき、「20分間の遮炎性能を有する防火設備」として、国土交通大臣の認定を取得した新認定番号は下記の通りです。

従来の5種類の通則認定は開閉形式別に分割されたため、25の認定番号となりましたが、証紙は表中に示すように5種類です。

尚、公益法人関連法に基づき内閣総理大臣より一般社団法人への移行が認可され、平成24年4月1日付けで「一般社団法人カーテンウォール・防火開口部協会」への移行登記を行いました。それに伴い、証紙の協会名を「(社)カーテンウォール・防火開口部協会」から「一般社団法人カーテンウォール・防火開口部協会」に変更し、証紙の切り替えを順次行ってまいりますので、暫くの間は併用して運用させていただきます。

新認定番号	
認定番号	認定をした構造方法又は建築材料の名称
EB-9101	アルミニウム合金製はめ殺し窓
EB-9102	アルミニウム合金製引き窓
EB-9103	アルミニウム合金製上げ下げ窓
EB-9104	アルミニウム合金製ルーバー窓
EB-9105	アルミニウム合金製プロジェクト窓
EB-9106	アルミニウム合金製回転窓
EB-9107	アルミニウム合金製開き窓
EB-9108	アルミニウム合金製引き自動ドア
協会名が一般社団法人の証紙	協会名が社団法人の略語(社)の旧証紙
	
上記のKD・フロント用証紙	上記のKD・フロント用証紙
KD用 	KD用 
フロント用 	フロント用 

新認定番号	
認定番号	認定をした構造方法又は建築材料の名称
EB-9111	アルミニウム合金製はめ殺し窓
EB-9112	アルミニウム合金製引き窓
EB-9113	アルミニウム合金製上げ下げ窓
EB-9114	アルミニウム合金製ルーバー窓
EB-9115	アルミニウム合金製オーニング窓
EB-9116	アルミニウム合金製プロジェクト窓
EB-9117	アルミニウム合金製開き窓
EB-9118	アルミニウム合金製引き雨戸
EB-9119	アルミニウム合金製巻上げ窓シャッター
協会名が一般社団法人の証紙	協会名が社団法人の略語(社)の旧証紙
	
上記の防火GG付複層ガラス専用証紙	上記の防火GG付複層ガラス専用証紙
	
認定番号	認定をした構造方法又は建築材料の名称
EB-9121	木質系はめ殺し窓
EB-9122	木質系引き窓
EB-9123	木質系プロジェクト窓
EB-9124	木質系開き窓
協会名が一般社団法人の証紙	協会名が社団法人の略語(社)の旧証紙
	
認定番号	認定をした構造方法又は建築材料の名称
EB-9131	耐熱板ガラス入り鋼製はめ殺し窓
EB-9132	耐熱板ガラス入り鋼製開き戸
EB-9133	耐熱板ガラス入り鋼製引き自動ドア
協会名が一般社団法人の証紙	協会名が社団法人の略語(社)の旧証紙
	

認定番号	認定をした構造方法又は建築材料の名称
EB-9141	木質系開き戸
協会名が一般社団法人の証紙	協会名が社団法人の略語(社)の旧証紙
	

平成12年以降に新規認定取得防火設備証明証紙

認定番号	認定をした構造方法又は建築材料の名称
EB-0275	アルミニウム合金製折りたたみ戸
協会名が一般社団法人の証紙	協会名が社団法人の略語(社)の旧証紙
	

## 複合防火設備証明証紙

建築基準法第68条の26第1項(同法第88条第1項において準用する場合を含む)の規定に基づき、同法施行令第112条第14項第二号(防火設備の作動性能等)として認定取得した防火設備の認定番号及び証明証紙は下記の通りです。

(堅穴区画で遮煙性能を要求される部分の防火設備に適用)

認定番号	認定をした構造方法又は建築材料の名称	
CAS-0259 (旧:CAS-0004)	木質系開き戸／複合防火設備(準耐火構造壁・床付き)	
	協会名が一般社団法人の証紙	協会名が社団法人の略語(社)の旧証紙
		
CAS-0260 (旧:CAS-0003)	耐熱板ガラス入り鋼製開き戸／複合防火設備(準耐火構造壁・床付き)	
	協会名が一般社団法人の証紙	協会名が社団法人の略語(社)の旧証紙
		
CAS-0261 (旧:CAS-0141)	耐熱板ガラス入り鋼製引き自動ドア／複合防火設備(準耐火構造壁・床付き)	
	協会名が一般社団法人の証紙	協会名が社団法人の略語(社)の旧証紙
		
CAS-0262 (旧:CAS-0014)	網入り板ガラス入り鋼製開き戸／複合防火設備(準耐火構造壁・床付き)	
	協会名が一般社団法人の証紙	協会名が社団法人の略語(社)の旧証紙
		